

令和8年度第2回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月28日（木）午後1時30分から午後2時40分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 正庁

3. 出席委員（13人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳 5番 江川 直美

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

10番 石田 継治 12番 炭田 学

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（1人） 11番 堀川 治夫

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告につ
いて

第6 その他

(1) 6月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 宮川 豊一 局長補佐 藤井 恭代 主任 川崎 直樹
主査 板東 裕美 主事 酒井 麻江

7. 会議の概要

◇開会宣言	
◇会長あいさつ	
◇定足数の確認	
事務局	出席状況報告。 委員総数24名中、出席委員18名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、7番・石谷委員、8番・中嶋委員を指名
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番・2番・6番について、6番・塚田委員お願いします。
6番	事務局から説明があった通り問題ないと思います。
議長	次に、番号3番・4番・5番について、1番・吉村委員お願いします。
1番	事務局の説明通り問題ないと思います。〇〇さんは破産申告で亡くなられた後に所有権の移転がなかなか進まなかったんですが、管理はそれぞれ前に借りていた方々がそれぞれ購入するという形なので問題ないと思われます。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	4ページからそれぞれの該当の土地に対する説明があるんですけども、例えば、第2号第2項第1号のカッコ書きの中で、「全部を効率的に利用すると認められない」利用すると認めないよということと判断理由としては効率的に利用するという風になってるんですけど、言葉からするとなんか逆のような気がするのが1つ。 それと第2項第4号「作業に常時従事すると認められない」要は、常時従事したらだめよという風な解釈ではいけないということなんだろうと思うんですけど、判断理由としては常時従事することになるのでこの表現と判断理由とが真逆に読めるんですけどこら辺は解釈の違いなんでしょうかねっていうのが一点。 もう1つは、□□というのがどういう会社なのかということ差し使えなければ教えていただきたいということと、この●●地区のところの集落営農の方々が、この会社が取得することによって今後土地を拡大したり、集団管理するときに支障がないのかどうかというところを教えていただきたいと思います。
事務局	調査書の解釈の事ですが、これは検討させていただきます。他市の状況もみさせてもらいまして、「全部を有効的に利用すると認められない」とかっていうのは、解釈では逆に取られるかもしれないんで、ずっとこれで議案提出してきたので、何も不思議に思ってたんですけど、他の事例とかも勘案しまして、この第2項第1号にこういう風に書いてあるもんだという風な解釈なんですけど、改める場合は改めさせていただきます。
事務局	2点目の□□さんのことについてなんですけれども、●●地区の区長さんなどにも確認を取りまして、令和6年頃から●●地区で田んぼの耕作を引き受けて営農をしていらっしゃるということで、地元の区長さんであると

	か皆さんとコミュニケーションを取りながらやられていると伺っております。 補足ですが、●●地区につきましては、集落系の組織はありません。今までにつきましては、認定農業者をお願いして耕作していたということで、今も沢につきましては、□□さんが主に耕作している田んぼが多いという状況ですので、これにつきましては、営農の支障が出るということはありません。
12番	地域計画上は、この沢集落は、□□が全体的に今後展開されるというふうな形で有効的な農地の利用がされていくという形で理解してよろしいですかね。
事務局	地域計画上も□□さんが耕作していくということでお名前が入っておりますので問題ないと思います。
12番	それともう一つ、□□さんというのはどういう会社なのかというのを差し支えなければ教えていただきたいと思います。
2番	ネットで「□□」って検索すると出てきますので、どんな人達で構成しているのかっていうのが見えてきますので、それ見ると分かりやすいかなと思います。
議長	他にございませんか。
	(質問なし)
議長	他に質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。
◇議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、10番・石田委員お願いします。
10番	事務局の説明通り問題ないと思われます。以上です。
議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、14番・朝倉委員に調査結果の報告をお願いします。
14番	本日、会長と私と事務局の方とで現地調査に行っていました。事務局の説明通りで問題ないと思います。
議長	それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第3号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番について、6番・塚田委員お願いします。
6番	事務局説明の通り、相当昔から山になっていたという場所だそうでございます。以上です。
議長	次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番・朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14番	事務局の説明通り山林になっていました。問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
12番	〇〇県の方というのは、遺産相続で、〇〇県に住んでいるというだけで、元々はあわら市の出身ですか。
事務局	以前お住まいで、何かの関係で〇〇県の方に行かれて、今も住まいが県外なので、いろいろ所有しているところを整理したいというようなことで申請がありました。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することに承認する方の挙手を求めます。
	(賛成全員)
議長	賛成全員です。よって承認することといたします。
◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	本案について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 まず20ページの6月利用権について採決します。 なお、番号17番については炭田委員が関係しておりますので、まずそれらを除く1番から16番、18番から23番について採決します。 それでは議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案」について1番から16番、18番から23番について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	全員賛成です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。 次に番号17番について採決します。炭田委員退席をお願いいたします。 それでは番号17番について意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。炭田委員 入室してください。 次に21ページ、再貸付の1番から6番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。
◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。
◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。

	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第2号を終わります。
◇ その他	
	【その他（１）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
	【その他（２）事務局説明】
	① 所有者不明農地について
	② 水道法の改正について
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	【その他（２）①②に対する質疑応答】
議長	ほかにご質問ございませんか
	(質問なし)
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和8年5月28日

議 長

委 員

委 員